

経済産業省 商務流通保安グループ
商務流通保安審議官 前田 泰 宏 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 新 屋 義 信



港湾物流政策に係る申し入れ

1. TPP（環太平洋経済連携協定）、FTA（自由貿易協定）、

EPA（経済連携協定）について

TPP、FTA、EPA 協定による港湾運送事業分野への悪影響（雇用と就労の破壊等）を波及させないよう荷主団体等に周知させること。

2. 「AI（人工知能）」や「IoT（モノのインターネット）」の活用について

「AI」や「IoT」の港湾運送事業への積極的な導入については、労働力を機械に置き換えることが目的であり、一方的な社会実験等の実施には反対する。実施にあたっては、政労使の合意のうえ対応をはかること。

3. 港湾運送事業の認可料金制度の確立について

港運労使では、港湾運送の適正料金の収受はもとより、認可料金制度に差し戻すことの意義については、労使一致した認識である。港湾運送料金を平成7年度ベースの認可料金に差し戻すべく国土交通省と連携をはかりながら荷主団体等に周知させること。

4. フレキシブルバッグによる液体輸送について

(1) 輸出入に関わらず、輸送の際に破損、発火など危険性のあるフレキシブルバッグ使用による液体輸送については、使用を禁止するよう荷主団体等に周知させること。

(2) 輸送事故再発防止に向け、現在までのフレキシブルバッグ使用による液体輸送対策についての進捗状況を報告すること。

(3) フレキシブルバッグによる液体輸送から液体類専用のタンクコンテナへの使用の促進を荷主団体等に徹底指導すること。

5. インランドデポやコンテナラウンドユース（CRU）の施策について

- (1) 港湾運送秩序や「水際チェックによる安全・安心の確保」を阻害する要因になっているインランドデポやコンテナラウンドユース（CRU）については、「港湾手続き」や「港湾作業」を削減し、港湾エリア以外で港湾作業を完了させる施策である。こうした動きは、水際チェックによる国民生活の安全・安心の確保の観点と、港湾の社会的機能を弱めることにつながることから、既存の施設や港湾エリアの遊休地を活用するよう国交省など関係省庁との十分な協議のうえ、対応をはかること。
- (2) 現時点でのコンテナラウンドユースの実情（CRU拠点、デポ地の数、面積、取扱実績、TEUベースの個数、参入事業者数と利用事業者数）について報告されたい。

6. SOLAS 条約の改正に伴う「重量証明」について

2016年7月1日から施行後、当初は、荷主責任による「重量証明」は「第三者証明」によって効力が期待されたが、荷主物流企業が独自証明したものを「証明」としている。これでは、改定 SOLAS 条約が求める船舶や海上、港湾物量の安全措置としての「重量証明」に至っていないのが実情である。したがって、「第三者証明」については、港湾運送事業者である4つの検査証明機関（日本海事検定協会、（株）シンケン、日本貨物検数協会、全日検）に実施させるよう荷主団体等に強く指導すること。

7. 45 フィートコンテナの公道走行について

国道・都道府県・市町村の海上コンテナ走行の許可当事者に、車輛制限令の趣旨に則り、特殊車両通行許可（長さ）C条件に緩和しないよう、国土交通省と連携をはかり荷主団体等に指導すること。

上

以